

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県	
3. 市区町村名	別府市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	31-1	
6. 独自利用事務の対象者	入居者、同居者、入居しようとする者、同居しようとする者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	3	
10. 保護評価書の名称	別府市 公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E5%88%86%E7%9C%8C%E5%88%A5%E5%BA%9C&ev_name=%E5%88%A5%E5%BA%9C%E5%B8%82%E3%80%80%E5%85%AC%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=28&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 別府市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅を除く。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の4の項 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅を除く。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを(住宅に困窮する低額所得者)に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、(国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること)を目的とする。	【第1条】 この条例は、(公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理)について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 【第2条】 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 市営住宅 市が、建設を行い、(低額所得者)に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及び市費によるものをいう。
⑦独自利用事務の関連規範		別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 へ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第31条第2項又は第33条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の家賃若しくは金銭又は敷金の減免申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項

②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む)又は第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	法務大臣	法務大臣

③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項

②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の事業主体の承認(同居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 へ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の事業主体の承認(承継の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第2項

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務9	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第34条
②事務の内容	公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅のあっせん等に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第34条

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第34条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ホ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第34条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第34条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務10	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項
②事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営単独住宅の滞納者等に対する明渡し請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ロ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ハ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ヘ	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--